



今こそ声をあげるべき

第55回宮城県母親大会

みややっこさんの講演を聞いて思うこと

「さすが落研」。

こんなに楽しく憲法の勉強をしたらきつと頭のこるはず。「コクタイゴジ、大丈夫ですかあ？国民大会の字が間違っているわけではありませぬよお」という感じで憲法の講演をしてみたら当たりすぎて、全国で引っぱりだこのようだ。

本名は飯田美弥子（いいだみやこ）、職業は弁護士、八王子合同法律事務所所属。八法亭みややっこという高座名もつなずける。

六月十四日に岩沼市で行われた第55回宮城県母親大会には県内各地から1328名が参加し、みややっこさんの記念講演は笑いに包まれた。

みややっこさんは、日本国憲法の核心は9

条ではない、人は憲法

9条を守るため、平和を守るため生きていくのではない、個人の尊厳を守ること、国民一人ひとりがその人らしく幸福を追求できるよ

うにすることにありの

だ、第13条は他人の権利を侵害しない限り、各人が好きなことをしていいんだよ、国は最大限尊重しているよと言ってくれているのだと話してくれた。

憲法は権力を持った人から国民を守るためにあると何度も聞いたし、多くの人が知るところである。しかし、

く成立させたい考えた。

衆院憲法審査会で三人の学者が「違憲」と発言し、今国会での成立は「反対」か、「時期尚早」とする国民が多くを占めているにも関わらず強硬姿勢は崩れていない。政権与党の議員の中に戦争法案を批判する人はほとんどなし。かつて国民の支持を失い、野党へ転落したことを忘れたのか。

マスコミを「懲らしめる」発言まで出てきて私は怒りでいっぱい。私たちの運動を強めていってこそこの暴走をくい止められる。今こそ平和を願う声をあげよう。夏に行われる被災地の市町村議会選挙はその声をあげる絶好のチャンスであり、

また、安倍内閣は国会を長期延長してまで「戦争法案」をとにか

違わない。（高橋）

来年度から補充なし

～再雇用職員が配置された職場～

来年4月1日から、再雇用職員が配置されたところに職員の補充はしないとの情報に、事務職員と再雇用職員の代表が人事企画部に説明を求めた。

必要であれば協議に応じるというが、結局、部局負担になるだけの話である。

補充しないととなると再雇用職員は勤務形態をフルタイム以外には選びにくくなる、短時間働く再雇用職員よりフルタイムで働く職員のほうがいいとの無言の圧力がかかることを危惧する、絶対にそのようなことがないようにと訴えた。今後も引き続き注視していく。

再雇用職員の超過勤務手当は出ないと認識している人が多いので確認したところ、やむを得ず超過勤務せざるを得ない場合は、事前（決済に時間がかかるのでなるべく早くとのこと）に部局の事務に申し出てほしいとのこと。

2015年宮城県機関紙コンクール

「コア」努力賞受賞

読みやすい紙面づくりへ

編集会議は不定期のようですが、季刊号『コア』の発行前に開かれていたと思います。紙面に何を載せるかの編集会議でしょうね。1面に組合加入のメッセージ、2面は退職者の声と憲法改悪反対への取り組み、3面が主に組合の取り組み、4面は支部の取り組みとエッセー、そして今後の日程などが企画されています。

ですが、どのページも記事がいっぱいになりました。季刊号なので「載せたい記事」、

（講評の一部 抜粋）

